

小浜市不妊治療費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、次世代育成支援の一環として、子供を産み育てやすい環境づくりを推進するため、不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(助成の原則)

第2条 この助成を受けようとする者は、福井県特定不妊治療費助成事業および福井県不妊検査・一般不妊治療費助成事業（以下「県の助成制度」という。）を優先的に利用することを原則とする。

(助成対象者)

第3条 不妊治療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）による婚姻の届出をしている、または事実婚の夫婦のいずれかで、助成金の交付申請をした日において、夫婦のいずれかが小浜市に1年以上住所を有する者

なお、令和3年1月1日以降に治療が終了した不妊治療を対象とする者の助成については、事実婚の夫婦で、指定医療機関において、第4条に規定する治療等を受けた者も対象とする。

(2) 各医療保険に加入している者

(3) 市税を完納している者

(4) 不妊治療開始時における妻の年齢が43歳未満の者

ここでいう不妊治療開始時とは、申請する治療期間の初日をいう

(5) 福井県特定不妊治療費助成事業の対象となる治療を受けた場合は、申請する治療期間内に一度でも福井県特定不妊治療費助成事業を1回以上申請し、その承認を受けた者

(6) 前項に該当する者は、治療費総額から助成額を差引いた

残額が、弐千円以上であること

(対象となる治療)

第4条 この事業の対象となる治療は、一般不妊治療のうち、人工授精の治療を含む保険外診療にあたる治療、および体外受精、顕微授精等（以下「特定不妊治療」という。）とし、特定不妊治療にあつては、福井県特定不妊治療費助成事業実施要綱で知事が定める指定医療機関において受けた助成対象となる治療とする。ただし、次に掲げる不妊治療は除く。

(1) 夫婦以外の第三者から精子、卵子または胚の提供を受けた不妊治療

(2) 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したこと等により、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産することをいう。）による不妊治療

(3) 借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産することをいう。）による不妊治療

(助成金額)

第5条 助成の金額は、前条に規定する治療に要した費用（治療期間1年未満の分）のうち、人工授精を含む保険外診療費の10分の10に相当する額、および特定不妊治療に要した費用から県の助成制度に係る助成金額を引いた額の2分の1に相当する額の合計額とする。

2 前項、人工授精を含む保険外診療費について、福井県不妊検査・一般不妊治療費助成事業を利用した場合は、福井県の助成対象となった検査治療に係った費用を確認し、保険診療分を優先して助成を受けたとみなし、対象費用のうち保険診療に係る費用の合計が助成決定額を超える場合は、保険外診

療に係った費用全てを本事業の対象とすることができる。保険診療に係る費用の合計が助成決定額に満たない場合は、その差額を保険外診療にかかる費用の合計から差し引いた額を本事業の対象とすることができる。

- 3 助成の金額に千円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。
- 4 助成の金額は、1回当たり30万円を限度とする。
- 5 助成金の交付は、1夫婦につき1年度当たり1回とし、助成回数の制限は設けない。
- 6 前条の不妊治療に係る治療の期間が2年度にわたる場合であっても、その初日から最終日までの期間が1年を超えないときは、1年度分1回として申請することができる。
- 7 県の助成制度のうち福井県不妊検査・一般不妊治療費助成事業を利用した場合は、その治療期間を含めると本事業に申請する治療の期間が1年以上となっても、県の当該助成事業の助成決定日の属する年度の申請に含めることができるものとし、その場合、本事業の治療期間の初日は、県の当該助成事業の治療期間内のいずれかの日、または助成決定日とすることができる。

(婚姻関係の確認方法)

第6条 法律婚の場合は、両人から戸籍謄本の提出を求め、確認することとする。

2 事実婚の場合は、以下(1)～(3)の提出を求め、確認することとする。

(1) 両人の戸籍謄本（重婚でないかの確認）

(2) 両人の住民票（同一世帯であるかの確認）

(3) 事実婚関係に関する申立書・意向確認書（様式第4号）

なお、申請者が、市が住民基本台帳を閲覧・調査することに同意する場合は、戸籍謄本および住民票の提出は不要とする。

(申請および決定)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、小浜市不妊治療費助成交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて、不妊治療が終了した日（申請する治療期間の最終日）の6か月以内または属する年度内に市長に申請するものとする。また、添付書類については、申請者の同意を得て確認が可能な場合は、省略できるものとする。

2 申請の受付は、治療期間の属する年度に限らず、申請書を受理した日の属する年度分として取り扱い、当該年度分1回と数える。

3 市長は申請書を受理したときは、当該申請にかかる書類の審査等を行い、助成金の額を決定する。

4 市長は、助成金交付の可否を決定したときは、小浜市不妊治療費助成金交付決定（不決定）通知書（様式第2号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

（請求および交付）

第8条 申請者は、前条第4項の規定により、助成金の交付決定を受けたときは、小浜市不妊治療費助成金請求書（様式第3号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書の提出があったときは、これに基づき助成金を支払うものとする。

（不正利得の返還）

第9条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為によって助成を受けた者に対し、助成金の全部または一部を返還させることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行し、令和 3 年 1 月 1 日以降に終了した治療より適用とする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(特例措置)

1 令和 2 年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から一般不妊治療・特定不妊治療を延期した場合、助成対象者の要件について、そのとおりに取り扱うことも可能とする。

第 3 条第 4 項において「不妊治療開始時における妻の年齢が 43 歳未満の者」とされているが、令和 2 年 3 月 31 日時点で妻の年齢が 42 歳である夫婦であって令和 2 年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものにあつ

ては、妻の年齢が44歳に到達する日の前日までの間に限り、対象者と取り扱う。